

## 排煙方式変更

本件建物 2 階は機械排煙方式による排煙を行うとして確認申請をし、確認通知を得、五洋建設㈱と工事請負契約を交わし、建築工事に着工に至った。しかし、竣工建物は施主の承諾を得ることなく、排煙窓による排煙方式に変更施工されていた。

五洋建設㈱は㈱博善社の同意を得て変更工事を行ったと述べている。

㈱博善社は本件建物を設計した設計者や、建築を請負った五洋建設㈱と面談したことはなく、本件建物における設計や施工に関する打合せは建築資格を有しない㈱ランドブレインを介して行われたと主張している。

㈱博善社の主張は、施工時に㈱博善社は建築現場に立ち入ることは無かったということの意味し、建築工事の進行状況の説明も受けることもなく、確認も行わず竣工に至ったということになる。

㈱博善社は、(有)丸倉共立商事と交わした駐車場付建物賃貸借契約により維持管理業務を担い、建物の維持保全計画の作成を義務付けられ、委託点検・調査有資格者は図面や現地確認により図面と異なる排煙設備が施工されていることについて、㈱博善社に説明を求めることになる。

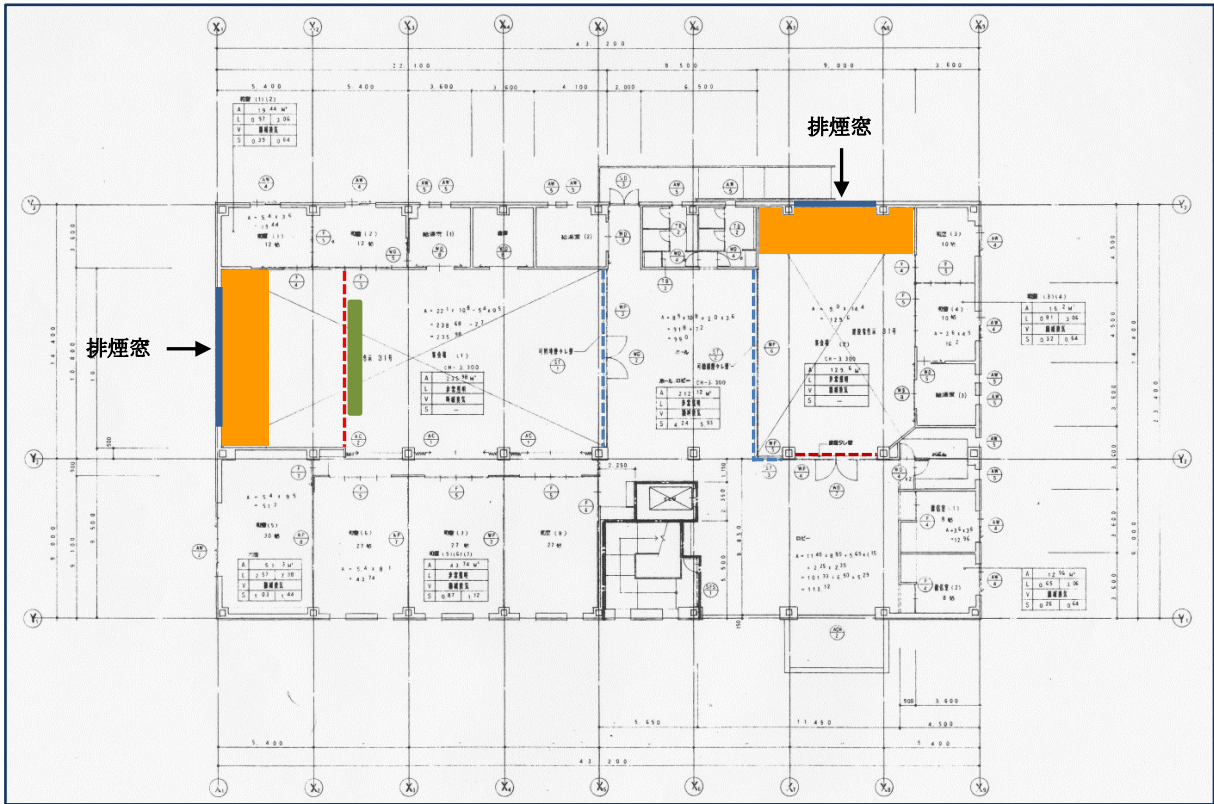
委託点検・調査有資格者による定期点検・調査において、委託点検・有資格者は式場が排煙不能状態にある点検・調査結果を㈱博善社に報告し、維持保全計画書に記録されることになる。

### 2 階、集会場 (1) 平成 19 年 6 月 24 日



排煙不能状態にある 2 階式場 (1) に新たに垂幕と祭壇が設けられている、前面の祭壇で葬儀が行われるということは、更に安全性を無視した葬儀が行われるということになる。

請負契約図面 2階 (機械排煙設備)



- 祭壇
- 煙感知連動可動式排煙垂れ壁
- 排煙垂れ壁
- 新たな垂幕
- 新たな祭壇構造物

2階集会場 (1)



2階集会場 (2)

